

規 則

学校職員の給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年三月三十一日

埼玉県教育委員会委員長 岩 本 育 子

埼玉県教育委員会規則第二号

学校職員の給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則

学校職員の給料等の支給に関する規則（昭和四十年埼玉県教育委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第三条の二を削る。

第四条第一項中「日割計算」を「その月の現日数から学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年埼玉県条例第二十八号。以下「勤務時間条例」という。）第四条第一項、第五条及び第六条の規定に基づく週休日の日数を差し引いた日数を基礎とした日割による計算」に改める。

第六条第二項を削る。

第八条第一項中「任命権者を異にして異動し、又は」を削り、「若しくは」を「又は」に、「その異動し、又は」を「その」に改める。

附 則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。